中間貯蔵施設

中間貯蔵施設の整備

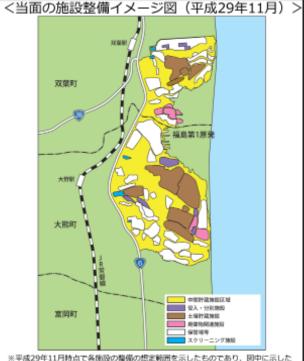
受入・分別施設



土壌貯蔵施設



出典:第10回中間貯藏施設環境安全委員会資料(環境省)



※平成29年11月時点で各施股の整備の想定範囲を示したものであり、国中に示した 範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備し ていくこととしています。また、用地の取得状況や施股の整備状況に応じて変更の 同能性があります。

環境省作成

中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、予定地内の登記記録人数は2,360人となっています。平成30年12月末までに、約1,076ha(全体の約67.3%)、1,652人(全体の約70.0%)の方と契約に至るなど、着実に進捗してきています。政府では、用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいきます。

施設の整備については、平成28年11月から受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備を進めています。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌等を受け入れ、搬入車両からの荷下ろし、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された除去土壌等を放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵します。平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、平成29年10月には整備を完了した土壌貯蔵施設への分別した土壌の貯蔵を開始しました。また、これ以外にも土壌貯蔵施設や廃棄物貯蔵施設等の整備を進めています。

本資料への収録日:平成30年2月28日

改訂日:平成31年3月31日